

農地の賃借の制度が変わります！

法律の改正により、令和7年3月をもって、農用地利用集積計画(市が農地の賃借を認定する制度)が廃止されます。



◆ 今後は②か③のどちらかの賃借の方法を選ぶ必要があります

農地賃借の手法		令和7年4月1日以降
①	農業経営基盤強化促進法による利用権設定（相対）	廃止
②	農地法第3条による賃借	継続
③	農地中間管理事業 <small>農地中間管理事業の詳細はこちら</small>	継続

ふくい農林水産支援センター 検索



◆ ②と③の賃借の仕組みの違い



	②農地法第3条による賃借	③農地中間管理事業
契約形態	貸し手、借り手の相対契約	貸し手、農地中間管理機構、借り手の3者契約
賃貸借期間	年単位（50年以内）	原則10年以上
期間満了後	自動更新 解約の許可申請が必要	自動的に貸し手に戻る

農用地利用集積計画書（相対）の提出の最終締切は
令和7年2月14日（金）です



お問い合わせ先：
あわら市農林水産課 73-8024